**⑨　軍事力の役割**

**Ⅰ．国際連合憲章**

→武力行為は禁止されている

１．武力行使の禁止（２条４項）：すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の【　　領土保全　　】又は【　　政治的独立　　】に対するものも、また、【　　国際連合　　】の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

→目的は平和と安全、第７章

２．二つの例外（７章：平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為に関する行動）

・国連の【　軍事　】**的措置**（**４２条**）ex1990年にイラクがクウェートに侵略した時のことなど　安全保障理事会による認可　**集団**【　　安全保障　　】制度　collective security →ルールを破ると国際社会単位で制裁がある

→法律を破ったりしていた

→安保理が決定しなければならない

→しかし、拒否権により、集団安全保障が実行されることはかなり少ない

→常任理事国は国際社会で何か起こしても、罰せられないというやばさ、法の上に立っている

・加盟国の**個別的・集団的**【　自衛　】**権**（**５１条**）　**集団**【　防衛　】collective defence

→現実の世界においては区別がつけにくい

→基本的な発想

→集団安全保障は国際社会のルールを守らない奴を罰するという仕組み

→正当防衛の権利

→生命に対する権利を持っている

→集団防衛は国益に基づいて行われているという原理

→自殺的な行為

→国家が自殺するというのはなかなかありえない

→集団安全保障はルールに基づいている

→発動されないことも多い、

→国際連合憲章も憲法９条に基づいている

→武力の放棄を行わなければいけない

→9条1項

→9条２項を削る

**Ⅱ．武力の四つの機能**　　Robert Art, "To What Ends Military Power," 1980.

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **機能** | **目的** | **様式\*** | **対象** | **特徴** |
| **防衛** | 攻撃の【　撃退　】  攻撃による【　被害　】の低減、できるだけ | 平和的  物理的 | 1. 軍事   ②産業 | 防衛準備：諫止的価値を持ちうる。  →相手の攻撃を諦めさせる効果がある  　　　　　攻撃的に見える。  第1撃\*は防衛のためと見なされうる。  →安全保障のジレンマ |
| **抑止** | 敵が行動を始めることを【　防止　】  →何もさせない、何も変わらない | 平和的  →もし、敵が行動を初めてしまったら、、、、  →信憑性問題、抑止が破れてしまうとダメになる | ①文民  ②産業  ③軍事 | 報復の威嚇は実行されないのが目的  第2撃の準備は第1撃の準備に見える。  相互確証破壊→基地外じみている    ソ連(モスクワ) ←　→　米国(NY)  第二期は潜水艦で確実に捉えることができる  →アメリカは確実にミサイルを発射することができる  核兵器は抑止のための道具、実際には行使されないもの |
| **強制** | 敵に行動を【　止め　】させる・【　始め　】させる  →相手の行動に変化がある、やっているところをやめさせる  →ex キューバ危機  →持ち込んだミサイルを撤去しなければならない  →強制しなければならない  →海上封鎖  →達成が困難である  →結構屈辱的  →国民から見ても、弱腰だという  →フルシチョフはどうした？→お互いに鉄橋しようというふうにした、旧型ミサイルのジュピターミサイル  →相手も譲歩できるような環境に持ち込むということ | 平和的  物理的 | すべて | 認識しやすいが達成は困難（屈辱的）  防衛的理由から正当化しうる。 |
| **示威** | 【　威信　】の強化, | 平和的 | なし | 道具的、非合理的性質により記述困難  脅威となりうる。 |

様式：1)武力の物理的行使：敵に対して武力を【　　　実際に使う　　】こと

　　　　2)武力の平和的行使：武力の明白なまたは暗黙の【　威嚇　】（利用可能性の伝達）

第1撃：1)先制攻撃：【　　差し迫った　　　】脅威　時・日・週　←　時間単位のスケール、日本は先制攻撃も認めていない

2)予防攻撃：【　　不可避の　　】脅威、勢力均衡の変化　月・年

→ex.シリアの核兵器の脅威

→相手が今よりも強力になる恐れ

→やりすぎじゃないかと、国際社会ではあまり認められていない

→しかし、米のアフガンは自衛権行使と認められた

→イラク戦争は予防戦争、欧州では批判で、安全保障理事会では反対があった、

実際に区別するのは困難：①【　動機　】を知る必要がある。

②【　　正当性　】に関する個人的判断が食い違う可能性

→概念としての武力の使い方

**Ⅲ．抑止と防衛**　Glenn Snyder, *Deterrence and Defense*, 1961.

１．定義

　①**抑止**：【　費用　】とリスクが予想される【　利得　】を上回る見通しを提起することにより、敵が軍事的行為をとることを思いとどまらせること。敵の【　意図　】に働きかける。

→やっても損だよということ

　　軍事力の抑止的価値：敵の軍事的行動の【　可能性　　】を低下させる効果

②**防衛**：【　抑止　】失敗の場合自国が被ると予想される【　費用　】とリスクを低下させること

　　　敵の【　損害　】・【　剥奪　】能力を低下させる。　防衛的価値⊃拒否能力

　軍事力の防衛的価値＝領土を守る【　拒否　】能力＋戦争の【　損害　】を緩和する能力

→防衛的価値は単に拒否する以上のものがある

２．抑止の論理：潜在的攻撃国によるリスク計算

意図する冒険的試みのありそうな費用と利得を計算する。４要因

1)【　　　戦争目的　】の評価、2)抑止国による対処の結果、自国が被りそうな【　費用　】、

3)様々な対処の【　蓋然】性、4)各対処につき目的を達成する【　蓋然　】性

→どれぐらいの可能性のあるの？

→それぞれの対処の可能性

→目的を達成する可能性

３．拒否と懲罰、抑止が二種類に分かれる

　拒否①敵の領土獲得を【　拒否　】する能力：上記の第【　４】要因に影響　通常戦力

→ソ連が北海道に上陸するんじゃないか、、それを拒否するために北海道に自衛隊を置いていた、自衛隊が強ければ強いほど可能性は高まっていく

→拒否能力のために存在する

　懲罰②敵に【　懲罰　】を与える威嚇と能力：上記の第【　２　】要因に影響　戦略核兵器

　　拒否的威嚇　信憑性が高い：1)抑止国にとって【　低費用　　】、2)拒否に【　効果的　　】

→拒否的抑止の準備をしておけば、抑止が破れた時にすぐに防衛に移ることができる

→拒否的抑止と防衛は連続している

→相手に罰を与えるためにある

　　　侵略国は抑止国の【　能力　】で評価⇔核懲罰の威嚇　抑止国の【　意図　】で評価　→　同盟国を守る場合の核抑止では特に必要になってくる

→　拡大抑止→同盟国であるアメリカが日本を守るということ

→第一撃がソ連から日本に対してなされる

→第二の攻撃により、NYがなくなる可能性がある

→核抑止はよく効く、確率が低くても

　　　【　拒否　】的威嚇の方が攻撃国にとってずっと計算しやすい。

→能力の方が意図よりも計算しやすい

**Ⅳ．日本の戦略と政策**　『白書』

１．国家安全保障戦略（2013年）　　『白書』463

　国家安全保障の目標①：必要な【　抑止力　　】を強化し、我が国に直接脅威が及ぶことを【　防止】するとともに、万が一脅威が及ぶ場合には、これを【排除　】し、かつ被害を【　　最小化　】すること

２．防衛計画の大綱（2013年）　　『白書』239-247（資料466-473）

　①【　基盤　】的防衛力構想(必要最低限んの)【　動】的防衛力(周辺国の能動的防衛力を作れるようにということ)、そして【　　統合機動　　】防衛力(seamless、陸海空をシームレスに)へ

　　防衛力の役割の変化（図表239）

②防衛力の役割：(1) 各種事態における実効的な【　抑止　】(拒否的な抑止)及び【　対処　】(距離的な防衛)

(2) アジア太平洋地域の【　　安定化　】及びグローバルな安全保障【　環境　】の改善

●質問コーナー

→海上保安庁は軍隊ではない、

→モスクワの人々が偽装してやっている

→二つの軍隊がぶつかり合う

→北海道上陸、拒否的抑止は北海道で行なっていることを見せるようにしている

→実際には拒否する

→連続している

→核抑止以外の抑止は想定しているのか

→懲罰的抑止の方を想定している

→防衛の平和的

→連続的

→キムじょううんはイメージチェンジしてしまった、、、